

「大田の工匠 技術・技能継承」表彰事業 募集要項

1. 内容・目的

本事業は、大田区内の製造業を営む中小企業において、実務指導者（師匠）と若手技術者（弟子）による地域全体や各企業内で行う技術・技能の継承について表彰するものです。継承に積極的な企業の取組みを表彰することにより、「技術・技能継承」「若手人材の確保」という区内企業の課題解決に寄与し、ものづくりのまちの活性化を図ることを目的とします。

2. 応募資格

応募対象は、大田区の特徴であるものづくり分野の製造業を営む区内企業で、技術・技能の継承について区内企業間の連携や企業内 OJT により積極的に取り組んでおり、他の模範となる技術者育成の実績を有している中小企業とします。

- (1) 技術・技能とは、大田区の特徴であるものづくり分野の業種に関わるものを指し、企業規模は要件としません。
- (2) 実務指導者と若手技術者は、所属が同一企業でなくても応募可能とし、国籍は問いません。
- (3) 実務指導者は、所属企業における技術・技能の指導的地位にある者とし、年齢は問いません。
- (4) 若手技術者は、基準日（11月1日）現在、ものづくり業務における実務経験3年以上を有し、技術・技能を継承することで所属企業の成長に貢献できる者とし、且つ、40歳代までの者とします。
- (5) 同一の実務指導者・若手技術者による単一年度の複数応募はできません。

3. 応募手続き

- (1) 応募方法
 - ・ 所定の申込書に必要事項を記入（or 入力）し、下記の書類を添付の上、お申し込み願います。
 - ・ 全ての項目をご記入願います（該当しない項目には「なし」と記入）。
 - ・ 実務指導者と若手技術者の所属企業が異なる場合、どちらかの所属する企業が代表で申込書を記入してください。
 - ・ 代表者印を押印願います。
- (2) 申込書に添付する書類等
 - ・ 本人の制作物に関する写真など
 - ・ 本人の実績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等
 - ・ 免許、表彰、感謝状、特許、実用新案等を取得されている場合は、その内容を証明する資料及び証書の写し。
- (3) 募集期間 平成29年9月1日から10月31日まで
- (4) お申し込み・お問い合わせ窓口

〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20

公益財団法人大田区産業振興協会 地域型産業推進課 地域産業プロモーション担当

TEL：03-3733-6476 FAX：03-3733-6459

e-mail:planning-pr@pio-ota.jp

4. 実地調査

事務局は訪問日時を調整した上、当方が委嘱する調査員と一緒に実地調査を行います。訪問時に

ご提出いただいた応募申込書をもとに、ヒアリングをさせていただき、工場にご案内いただき、写真撮影等を行うことがあります。

※実務指導者と若手技術者の所属企業が異なる場合、実地調査は申請企業で行います。実務指導者と若手技術者両者の同席をお願いします。

※第1次選考として事務局が書類審査を行い、第2次選考（実地調査）に進む応募者を決定しますことをご了承願います。

5. 審査および表彰企業（実務指導者・若手技術者）の決定

実地調査を経て調査員の結果報告を基に、有識者を中心とした審査会を開催します。

審査の上、「大田の工匠 技術・技能継承」に相応しい表彰企業（実務指導者・若手技術者）を決定します。

※審査会には応募者が出席いただくことはございません。

6. 表彰式

第11回 大田区加工技術展示商談会（平成30年7月6日（金）於：大田区産業プラザ 1階大展示ホール）にて表彰式を行います。

7. 表彰特典

（1）特設ホームページでの紹介：

特設ホームページを作成し、表彰企業（実務指導者・若手技術者）紹介をする他、PR動画を作成し配信する等、インターネットを活用したPRを行います。

（2）紹介パンフレットの作成：

表彰企業（実務指導者・若手技術者）の紹介パンフレットを作成し、幅広くPRを行います。

（3）贈呈品：

表彰状、表彰用プレート、紹介パンフレット、PR動画、表彰式記念写真

※上記は、現段階で想定する特典のため、今後、特典内容に変更が生じることがございます。

8. 主催

公益財団法人大田区産業振興協会

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。